

環境企画部会・小委員会での発言要旨とその対応について

参考資料 1

第1回環境企画部会(9月6日)

	主な意見	対応(計画への反映等)
全体として	評価は点数をつけるのではなく、計画によって積極的に変わってきた環境学習の事例を発見し、普及する方向で評価をしてはどうか。	第7章 計画の進行管理と評価 において、地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況を取りまとめて県民等へ公表することとしています。
	どれくらいのところまで実施すれば効果があるといえるかの指標みたいなものを考えていく必要がある	適切な指標設定が困難なため、計画には指標は盛り込まず、県の施策として毎年各関係課で実施している事業について自己評価をし、審議会へ報告することとします。(第7章の1)
	環境学習をしている子どもたちに対して、学習に満足しているか、どういうところに不満を持っているか等のアンケートを実施すべき	環境学習の受け手である児童・生徒の状況を把握する方法を検討中です。
	教育委員会に対して働きかけをすることにより計画がちゃんと実行できるか?	庁内関係各課や教育委員会で構成する「環境学習推進会議」において連携して実施していきます。(第6章の1)
	温暖化対策の環境学習はともわずかである。そのため、今回の重点取組のポイントはこれをどの程度実施するのかということ。	第5章 重点的な取組方向 で「低炭素社会づくりに係る環境学習の推進」を掲げ、環境学習の取組の進め方等を示すことで、各主体がそれぞれ実施していく方向を定めるとともに、県がそれを支援することを示しています。
	環境学習と感じずに日頃から実施している表側に見えてこない環境学習の実態について掘り起こすべき。	地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況を取りまとめて県民等へ公表することとしています。(第7章の2)
議論要旨	「評価の仕組み」や重点項目を含めた「計画の実効性」を小委員会で審議すること	(小委員会で検討)

第1回環境学習推進計画改定検討小委員会(10月25日)

	主な意見	対応(計画への反映等)
現状と課題	学校では低炭素社会についてはうまく扱い切れていない	第2章の2. 県内の環境学習の現状と課題で触れるとともに、第5章 重点的な取組方向 で「低炭素社会づくりに係る環境学習の推進」を掲げています。
	学校の先生に環境教育とは何かということを伝え、学ぶ機会が必要である	第2章の2. 県内の環境学習の現状と課題で触れるとともに、第4章の3. 各主体に期待される具体的な展開方向で環境学習に関する資質向上を図ることを示しています。
	市民活動団体に対しても環境の出前講座をしていく必要がある	第4章の3. 各主体に期待される具体的な展開方向で、他の各主体と協力・連携し、情報交換を図ることを記載しており、このことによって、より効果的な環境学習が推進されることを促します。
	各主体の取組を拾い集めて、見える化につなげていく必要がある	地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況を取りまとめて県民等へ公表することとしています。(第7章の2)
	持続可能な教育(ESD)をどう取り入れるかが課題である	この計画の基本目標が「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる子育て」であり、ESDを意識した内容となっている。
	市町間では環境学習に大きな差がある	第2章の2. 県内の環境学習の現状と課題で触れるとともに第6章の3. 協働による推進の中で、市町との情報の共有・交換、環境・総合事務所管内市町の環境学習関係の情報収集および市町への情報提供を行うことを記載しています。
	環境カウンセラーや環境学習支援士などの人材がうまく活用できていない	第2章の2. 県内の環境学習の現状と課題で触れるとともに第4章の4. 県の施策の展開方向において、地域で環境学習の指導を行っている人材や専門的な学習や経験を積んでいる人材等の情報の提供を行うことを記載しています。

重点的な取り組みについて	重点的な分野では滋賀らしさを取り入れるべき。	第5章 重点的な取組方向 で、本県の重要施策でもある、低炭素社会づくりに関する環境学習の推進を図ることとしています。 また、2 体系的な自然体験学習の推進の中では、うみのこ・やまのこ・たんぼのこといった本県の特徴ある環境学習を例示として示しています。
	温暖化対策については目で見てわかるということ(見える化)が第一ステップである。	第5章 重点的な取組方向 で、低炭素社会づくりに向けた実践行動の第一段階に「見える化」を取り入れ、環境学習の進め方を示しています。
	地球温暖化の防止に関する流れを示し、学校独自の地域性も反映できるようなプログラムが作れる方向で示せたらよい。	第5章 重点的な取組方向 で、地球温暖化防止に関する流れを示した、環境学習の進め方について示しています。なお、個々のプログラムに関しては、各主体ごとに様々な方法があるので、具体的な事例は示しておりません。
	事業者が提供する温暖化対策に関する環境学習プログラムは、小学生向けだけでなく、高校生向けの省エネのプログラムなどがあればよい。	第2章 2. 県内の環境学習の現状と課題 で、記載しておりますが、第5章においては、高校生向けの省エネプログラムも重要であるが、全ての世代で、低炭素社会づくりの学習が重要と考えるため、高校生という限定的な表現では示しておりません。
	環境学習において体験は最も重要であり、どの世代でも必要である。	第5章 重点的な取組方向 で「体系的な自然体験学習の推進」を掲げています。
	体験学習は体験するだけでなく、体験しただけでそれが環境教育となりがちなので、重点項目の2点目にはどこを押さえておくべきかを取り入れたらよい	第5章 重点的な取組方向 で「体系的な自然体験学習の推進」を掲げ、進め方とポイントで示しています。
その他計画改定について考慮すべきこと	これまで環境学習を実施してきた「総合的な学習の時間」が減ってきて、先生が広く環境という視野を入れた授業を行えばよい	第2章 1. 環境学習をめぐる動きの中で、総合的な学習の時間の授業時数縮減に対応するため、各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の特質等に応じた環境学習が求められていることを記載しています。
	事業者や市民の環境活動についての内容も取り込んでいくべき	地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況をとりまとめて県民等へ公表することとしています。(第7章の2)
	環境 = 自然ではなく、環境学習がライフスタイルになるように社会環境の整備も重要である	第4章の3. 各主体に期待される具体的な展開方向のなかで、環境に配慮したライフスタイルに結びつけていく環境学習に取り組むことを記載しています。
	出前講座の回数ではなく、企業や住民がどれだけ活動に参加しているかを指標として明確に持つ必要がある	計画の中に指標として明記していませんが、地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況をとりまとめて県民等へ公表することとしています。(第7章の2)
	環境学習の推進に関して県の地方事務所の役割を明確にしておくべき	第6章 施策の効果的な実施のための推進体制3. 協働による推進の中で、環境・総合事務所環境課の役割を記載しています。
	学習の内容をどのように日常の活動にフィードバックするかまで示すべき	第4章3. 各主体に期待される展開方向の図で「実践行動に移し、自らの行動で周囲に伝える」ことを示しています。
	環境サイドだけではなく、他部局でも取り組む体制が必要である	第6章1. 施策の総合的な展開の中で、「環境学習推進会議」を開催し連携を図ることとしています。
	県と市の意思疎通や連携が必要である	第6章の3. 協働による推進の中で、市町との情報の共有・交換、環境・総合事務所管内市町の環境学習関係の情報収集および市町への情報提供を行うことを記載しています。
	環境に関するテレビ番組などメディアも環境学習推進の一つのツールとしてもっと活用すべき	第4章4. 県の施策の展開方向の中で、普及啓発としてメディアを活用することを示しており、ツールとしてのより一層の活用を試みます。

第2回環境学習推進計画改定検討小委員会(11月29日)

	主な意見	対応(計画への反映等)
評価について	主語を明確に書くべき。	第4章、第5章、第6章を中心に、表現を修正しました。
	県の作る計画なので、県がどれだけ施策を計画通りにやったかを評価すればよい(自己評価) 県のする事業を県ができる範囲で整理し、とりまとめ、評価をしたらよい。他の取組を取りまとめることは評価ではなく、支援施策である。	県の施策として毎年各関係課で実施している事業について、各施策に応じた自己評価をし、審議会へ報告することとします。(第7章の1)
	自己評価した結果を外部審査してもらう方法で進行管理をしていってはどうか。(この小委員会のような検討できる組織を残して欲しい。)	環境審議会環境企画部会を外部審査の機関として考え、毎年度、計画の進行管理について報告していく予定です。
	第5章では、低炭素社会づくり推進条例やマザーレイク21計画2期計画の評価に準じると記載しておいてはどうか	今後各計画等との調整を図っていきます。
	成果の報告ではなく、実績報告として、5～6年のデータを蓄積すれば、それは指標として大切だ。	地域での取組事例の発掘に努め、環境学習の実施状況をとりまとめて県民等へ公表することとしています。(第7章の2)
	大人も含めて自然体験学習が不足している。	第5章 重点的な取組方向 で「体系的な自然体験学習の推進」を掲げています。
その他計画改定について考慮すべきこと	生涯学習(におねっと)についての記載を入れるべき	第6章2. 環境学習支援機能の充実の環境学習情報システムの管理・運営の中で記載するとともに、第7章2. 環境学習の実施状況のとりまとめのフロー図の中にも位置づけています。
	環境学習センターの情報を反映して欲しい	第7章2. 環境学習の実施状況のとりまとめのフロー図の中にも位置づけています。
	環境学習施設のことについても記述して欲しい	第6章3. 協働による推進の中に、環境学習関連機関・団体・施設等との連携を掲げています。
	第6章に協働推進体制(県全体でやるということ)を記載し、その一部で環境学習センターが担うようなものを入れてはどうか。	第6章1および2で県全体で取り組むことを示しています。
	環境総合事務所の役割を必ず明確にし、記載して欲しい	第6章 施策の効果的な実施のための推進体制3. 協働による推進の中で、環境・総合事務所環境課の役割を記載しています。
	学校教育委員会との連携をしっかりとって欲しい。	庁内関係各課や教育委員会で構成する「環境学習推進会議」において連携して実施していきます。(第6章の1)
	この条例や計画をどのようにうまく周知するかが重要。	第7章の実施状況取りまとめを積極的に公表していきたいと考えています。